

災害時における要配慮者用食品等の 供給協力に関する協定書

災害時に必要となる要配慮者用食品等の供給協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）とヘルシーフード株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における要配慮者用食品等の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手續及び乙の協力の内容に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給等の要請）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者用食品等を調達する必要があると認めるときは、乙に要配慮者用食品等の供給を要請することができる。

（調達物資の種類）

第3条 前条の規定により甲が乙に供給を要請する要配慮者用食品等は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）要配慮者用食品

分類	種類
介護食品	濃厚流動食、半固形化補助食品、固形化補助食品、トロミ調整剤、水分補給ゼリー、やわらか食品等
エネルギー調整食品	主食等
たんぱく質調整食品	主食等
減塩食品	減塩調味料等

（2）その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 甲は、第2条の規定により乙に対し要配慮者用食品等の供給を要請する場合は、要配慮者用食品等供給要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

(供給の協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り要配慮者用食品等の供給に努めるものとする。

(引渡し等)

第6条 要配慮者用食品等の納入場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により要配慮者用食品等を運搬する場合は、その車両が優先車両として通行できるように可能な限り配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が納入した要配慮者用食品等の代金及び運搬に係る経費を負担するものとする。この場合において、要配慮者用食品等の代金は、災害発生直前における小売価格を基準とする

(請求及び支払)

第8条 乙は、要配慮者用食品等の供給及び納入が完了したときは、前条に規定する費用を、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、請求書が到達した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互に連絡調整及び要配慮者用食品等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市

代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都日野市万願寺1丁目34番地の3

ヘルシーフード株式会社

代表者 代表取締役 黒田 賢

第1号様式（第4条関係）

多 第 号
年 月 日

ヘルシーフード株式会社 殿

多摩市長

要配慮者用食品等供給要請書

災害時における要配慮者用食品の供給協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要配慮者用食品等を供給するよう要請します。

記

	品 目 名	数 量
納入品目・数量		
納入日時	年 月 日	時
納入場所		
その他		

※連絡先

部

課 担当

電話